

継続する場合			※家族が75歳になった場合は継続加入できません。
やめるとき	脱退届(世帯全員用)	新しく加入した保険者の資格取得証明書又は資格確認書または資格情報のお知らせの写し	資格喪失時に診療中の医療機関があった場合は、窓口で保険者が変わったことを伝え、新しい資格確認書またはマイナ保険証を提出してください。(資格喪失後に当国保組合の保険で受診すると、後日医療費を返して頂くこととなります。)
	被保険者資格喪失届(家族用)		
住所や名前がかわったときなど	変更届	続柄の記載のある世帯全員の住民票、マイナンバー確認書類等	住所・氏名・事業所その他訂正事項があった場合には、この届けを提出してください。 家族が住所を異動した場合は、資格喪失となります。(修学の場合は除く。要届け出)
資格確認書をなくしたとき	再交付申請書	続柄の記載のある世帯全員の住民票等	紛失した資格確認書が、見つかった場合は、ただちに組合へ返してください。
資格情報のお知らせをなくしたとき	再交付申請書	添付書類はなし	紛失した資格情報のお知らせが、見つかった場合は、ただちに組合へ返してください。
交通事故にあったとき	第三者行為による傷病届	交通事故証明書等	交通事故(自転車事故含む)にあった場合は、ただちに組合に連絡して下さい。

* 事業所の形態が変わった時にも届出が必要です。

- ・個人事業主が法人事業所*を立ち上げた。
- ・従業員が新たに個人事業所**、法人事業所*を立ち上げた。
- ・個人事業所の従業員が5人以上になった。 など

*健康保険被保険者適用除外承認が必要。

**個人事業所の開業届が必要

詳しくは、国保組合までお問合せ下さい！